

# ものづくり空間“Fab-core”設置機器使用要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「設置者」という。）がソフトピアジャパン ドリーム・コア1階ものづくり空間“Fab-core”に設置する機械器具等（以下「機器」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (施設名及び設置場所)

第2条 施設の名称及び設置場所は、次の表のとおりとする。

名 称	設 置 場 所
ものづくり空間“Fab-core”	ソフトピアジャパン ドリーム・コア1階

## (使用可能日等)

第3条 機器の使用受付及び造形物の引き渡しは、ものづくり空間“Fab-core”の営業日の午前10時から午後5時までの時間とする。ただし、設置者が必要と認めるときは、当該日及び時間を変更することができる。

## (使用料)

第4条 機器の使用料は（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

## (使用の申込)

第5条 機器を使用する者は、ものづくり空間“Fab-core”設置機器使用申込書（以下「申込書」という。）（別記第1-1号様式）を設置者に提出しなければならない。

## (使用の承認)

第6条 設置者は前条の申込書を受理したときは、これに收受印を押印した上で審査し、使用を承認する場合は、ものづくり空間“Fab-core”設置機器使用承認通知書（別記第1-2号様式）を機器の使用承認を受けようとする者に交付する。承認できない場合は、ものづくり空間“Fab-core”設置機器使用不承認通知書（別記第1-3号様式）により、その理由を付して機器の使用不承認を受ける者に通知するものとする。

2 設置者は、前項の承認をする場合において、必要があると認められるときは、条件を付すことができる。この場合、ものづくり空間“Fab-core”設置機器の使用に係る条件付承認書（別記第1-4号様式）により、条件の内容を明記するものとする。

## (使用料の納付)

第7条 前条の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、設置者が発付する納入通知書により、第4条の使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、納付した使用料の返還を請求することはできない。ただし、設置者がやむを得ない事情があると認める場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。

## (機器使用后等の整理)

第8条 使用者は、機器の使用が終わり、又は使用を中止したときは、当該機器を使用前の状態に復すとともに、使用場所の整理清掃を行わなければならない。

(事故状況の報告)

第9条 使用者は、機器の使用中に事故等により当該機器若しくは他の機器又は建物施設(以下「機器等」という。)を損傷したときは、速やかに設置者に連絡するとともに、ものづくり空間“Fab-core”設置機器事故報告書(別記第2号様式)を提出し、その指示を受けなければならない。

(使用者の賠償責任)

第10条 設置者は前条の場合において、機器等の損傷が、使用者の責に帰すべき事由によるものと認めるときは、使用者に機器等の修理又は損害の補てんをさせなければならない。

2 前項により修理又は補てんした機器等は、設置者の検査を受けなければならない。

(使用の取り消し)

第11条 設置者は使用者が次の各号に該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用を承認された機器等を、善良な管理者の注意をもって使用しなかった場合

(2) 使用を承認された機器を使用目的以外に使用し、又は使用しようとした場合

(3) この要綱、又はこれに基づく設置者の指示に従わない場合

(第三者による管理運営業務の実施)

第12条 設置者はものづくり空間“Fab-core”の管理運営を法人その他の団体(以下「施設運用団体」という。)に行わせることができる。

(事故の補償)

第13条 機器使用中の事故については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、使用者は設置者及び施設運用団体に対し、一切求償できないものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

設置場所	施設名等	単位	使用料(円)
ソフトピアジャパン ドリーム・コア1階	1 ものづくり空間“Fab-core”		
	一 三次元造形機	1時間につき	2520
	二 三次元造形機後処理工程機器	1時間につき	720
	三 三次元測定機	1時間につき	910

岐阜県商工労働部産業技術課長 様

会 社 名 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 〒 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
担当者職氏名 \_\_\_\_\_

ものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用申込書

ものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用要綱に従い、下記のとおり申し込みます。

記

1. 使用目的

2. 使用機器名

3. 使用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

4. ※実際の使用日時等 (職員が記入すること。)

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

5. ※使用料金 (職員が記入すること。)

使用機器等	単位	単価	数量	使用料金
合 計				

備考 1 申請者は、※欄には記入しないでください。

2 機器使用中に機器等の損傷が使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者の責任において、機器等の修理又は損害の補てんをお願いします。

3 機器使用中の事故については、使用者が属する関係団体又は使用者が対処し、県及び施設運用団体は一切責任を負いません。

4 機器の使用時間については、1時間未満の端数は切り上げとします。

別記第 1 - 2 号様式 (第 6 条関係)

産技第 号  
年 月 日

会社名  
代表者職氏名 様

岐阜県商工労働部産業技術課長

ものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用承認通知書

年 月 日付けで提出のあったものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用申込書を審査した結果、使用を承認することを決定しましたので通知します。

記

1. 申込内容

(1) 使用目的

(2) 使用機器名

(3) 使用予定日時等

年	月	日	時	分	から
年	月	日	時	分	まで

会社名  
代表者職氏名 様

岐阜県商工労働部産業技術課長

ものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用不承認通知書

年 月 日付けで提出のあったものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用申込書を審査した結果、下記の理由により不承認とします。

記

1. 申込内容

(1) 使用目的

(2) 使用機器名

(3) 使用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

2. 不承認理由

別記第 1 - 4 号様式 (第 6 条関係)

産技第 号  
年 月 日

会社名  
代表者職氏名 様

岐阜県商工労働部産業技術課長

ものづくり空間 “Fab-core” 設置機器の使用に係る条件付承認書

年 月 日付けで提出のあったものづくり空間 “Fab-core” 設置機器使用申込書を審査した結果、下記条件を付した上で承認します。

記

1. 申込内容

(1) 使用目的

(2) 使用機器名

(3) 使用予定日時等

年 月 日 時 分 から  
年 月 日 時 分 まで

2. 使用条件

岐阜県商工労働部産業技術課長 様

会 社 名 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 〒 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_  
担当者職氏名 \_\_\_\_\_

ものづくり空間“Fab-core”設置機器事故報告書

ものづくり空間“Fab-core”設置機器の事故状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事故日時                   年   月   日           時   分   頃
2. 使用機器名
3. 損傷機器等名
4. 損傷の程度
  
5. 損傷の状況